

日時：平成 23 年 7 月 5 日（火）午前 10 時 30 分～

場所：大阪市役所 P 1 階 会議室

## 大阪市特別職報酬等審議会 議事録

（金児会長）

本日は大変お忙しいところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より、大阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。

私、審議会会長の金児でございます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、当審議会は「会議の公開要領」により、公開させていただいております。

議事に先立ちまして、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。受付にて配布致しました「傍聴要領」の遵守事項等を守っていただきますようお願いいたします。

それでは、本日、ご出席いただいております委員の皆様を、お手元の「大阪市特別職報酬等審議会委員名簿」に沿いましてご紹介させていただきます。

川口委員でございます。坂井委員でございます。鈴木委員でございます。高田委員でございます。藤井委員でございます。吉村委員でございます。

なお、町田委員につきましては、都合によりご欠席されております。

続きまして、市側の出席者の自己紹介をお願いします。

### 《市側出席者自己紹介》

（金児会長）

それでは、審議会の開会にあたりまして、村上総務局長からご挨拶いただきます。

（総務局長）

総務局長の村上でございます。よろしく願いいたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、何かとお忙しいところ、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素は大阪市政の各般にわたりまして、格別のご支援・ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、本日の審議会の議題であります「市長及び副市長の退職手当の額」につきましては、市長が、本年 12 月、任期満了をむかえるにあたりまして、その水準につきまして検討の必要があるとの認識のもと、先月、6 月 2 日に本審議会に諮問させていただき、ご議論をいただいているところでございます。

前回、市長もごあいさつで申し上げておりましたが、本日のご審議にあたりまして、委員の皆さまの忌憚のない活発なご意見を交わしていただく中から、市民の方々に分かりやすい退職手当のあり方というものをご議論いただければと存じております。

何かとお忙しいなか、ご負担をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしく願い申しあげまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(金児会長)

ありがとうございました。それでは、早速ですが審議に入りたいと存じます。

6月2日に開催いたしました当審議会におきまして、「市長及び副市長の退職手当の額について」の諮問を受け、議論を行ってまいりました。

「慎重かつ十分に検討する必要がある。」また、「引き続き審議会で議論を深める必要がある。」ということで、本日の第2回の開催にいたったわけですが、まず、前回の審議会における会議資料や議論内容などにつきまして、前回ご欠席されている委員もおられますので、市側より簡単にご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(給与課長)

総務局人事部給与課長の古畑でございます。

それでは、私の方から、お配りしております会議資料等につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、座らせていただきます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。会議資料といたしましては、6月2日に開催いたしました前回の審議会でお配りいたしました資料、前回の審議会の議事要旨、政令指定都市比較に関する資料の3種類をお配りしております。

それではまず、前回の会議資料の1ページをご覧ください。特別職の報酬等に関する国からの通知のうち、特に市長及び副市長の退職手当に関わる通知につきまして、抜粋した資料でございます。

「昭和39年自治事務次官通知」に基づきまして、各都道府県や本市を含む各都市で特別職報酬等審議会が設置されました。その後、2ページでございます平成18年の総務事務次官通知を受け、本市におきましては、3ページの「執行機関の附属機関に関する条例」の下線部分でございますように、平成19年4月から、市長及び副市長の退職手当について本審議会の担当事務に加えたところでございます。

続きまして、4ページには、市長及び副市長の退職手当の算出方法等につきまして記載しております。市長及び副市長の退職手当は、「1 算出方法」の項に記載しておりますとおり、給料月額に在職月数と支給割合を乗じて算出いたします。任期満了時の退職手当額は、市長の場合で4,430万4千円、副市長の場合で2,983万2千円となります。5ページには、これらの根拠となります「特別職の職員の給与に関する条例」を記載しております。

6及び7ページでございますが、こちらは、政令指定都市の市長及び副市長等の、任期満了時の退職手当額を一覧にしたものでございます。

次に、8ページをお開きください。市長及び副市長の退職手当に係る制度改正について、示しております。本市におきましては、昭和61年より、給料月額に在職月数、支給割合を乗じる現行の制度としておりまして、当時の各都市の支給割合の状況は「4 昭和61年当時の各都市状況」に記載しているとおりでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。退職手当の性格について、「勤続報償説」、「賃金後払説」、「生活保障説」など、一般的な考え方を記載しております。

続きまして、10 ページをお開きください。上の表につきましては一般職と特別職について、また、下の表につきましては市長と副市長について、それぞれの職務・職責等を記載しております。

資料の 11 ページでございますが、この資料は、政令指定都市及び主要な都府県の仕事のボリューム感を示すものとして「予算規模」を、そして、少し専門的になりますが、財政状況の厳しさを示す「財政指標」のうち、代表的なものを一覧にしたものでございます。

12 ページでございますが、平成 23 年度予算をもとに試算いたしました平成 30 年度までの財政収支の推移をグラフにしたものでございます。

昨年 2 月に公表いたしました「22 年度予算版の中期的な財政収支概算」では、平成 30 年度での累積収支不足額は、2,700 億円と試算しておりましたが、23 年度予算時の試算では、依然として収支不足の発生が見込まれる状況ではありますものの、1,200 億円に改善される見込みでございます。

続きまして、13 ページをお開きください。市会等での経過でございます。この間、市会の場におきまして、市長、副市長とも、その退職手当の額の水準につきましては、本審議会でご議論いただき、答申に沿って必要な見直しを行ってまいりたい旨答弁しているところでございます。

続きまして、第 1 回目の議事要旨につきましてご説明させていただきます。前回の審議会におきまして、様々なご意見をいただいたところでございます。「5 議事要旨」に記載しておりますが、主なご意見といたしましては、

- ・大阪府や他都市の首長が半減や不支給とされているような状況もあるが、本審議会において、市長及び副市長の退職手当の適正な金額について、しっかり議論して決めていくことが大事である。
- ・一般論として金額は確かに高い。民間企業とは異なり、税金から支払われるということも加味しなければならないと思うが、職務の立場に対応する金額というものがあるのではないか。
- ・市長・副市長の退職手当は後払い賃金的要素が高く、本来は年棒制にすべきではないかとも考えるが、全国で大阪市だけというのは難しいと思われる。
- ・年収ベースに置き換えると約 3500 万円である。この金額が高いか安いかの議論となると、約 4 兆円の予算、職員数 39,000 人の長としてみれば、決して高くはないのではないか。
- ・しかし一方で、税収に比べ 4 倍強の借金がある市の財政状況や他都市との比較などを鑑みれば、ある程度の配慮は必要ではないか。
- ・給料月額は昨年度の審議会でご議論し減額答申を行っており、今回は退職手当の支給割合をどうするのかという議論になるのではないか。
- ・都市格というものも考慮すべきではないか。
- ・休みの少なさや勤務時間など、非常に繁忙であると言える。
- ・日頃、市長と接する機会がある者としては、市長の繁忙さはよくわかるが、一般の市民の方々にはわからない。もっと説明すべきではないか。

- ・市長の退職手当の額について、職務・職責を鑑みると理解はできる数字ではあるものの、市民の方々から見て納得できる金額ではないのではないか。
- ・妥当な金額の判断は非常に難しいが、ある程度までは下げるべきでないか。

こういったご意見がございました。今後の対応といたしましては、継続して審議会を開催し、遅くとも8月末までに答申を出すということで議論を重ねていくことを確認されまして、本日の2回目の開催となっているところでございます。

それと、もう1点、横長の資料をお配りさせていただいております。

この資料は、6月2日の第1回報酬審におきまして、『市長及び副市長の退職手当の額を議論するに当たっては都市格というものも考慮すべきではないか』というご意見がございました。都市格という概念定義は非常に難しいものがございますが、各種の指標を横並びにいたしまして、他都市と比較できるものをご用意させていただきました。

内容といたしましては、1枚目に各政令指定都市の人口、常住人口、昼間人口や流入人口、民間事業所・本社数、上下水道等の規模、それから地下鉄の営業キロ数、2枚目の方にいきまして、保育所や小中学校の数、公園数や面積、博物館数や医療施設数、市内総生産の額、これは都市格という表現が適切かどうかということはございますが、政令指定都市が抱える今日的な課題や事業の規模を見ていただくということで、ごみの収集量や生活保護の状況につきまして記載させていただいているところでございます。このような項目におきまして、各項目の上位5位までを網掛けしており、そのうち上位3位までを二重囲み線で示しております。

以上、誠に簡単ではございますが、配布資料と前回会議内容につきましての説明とさせていただきます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(金児会長)

ありがとうございました。ただ今、給与課長の方からご説明がございましたが、最後の方で前回審議会の議事要旨をご説明いただきました。

前回の審議会で色々なご意見が出ましたが、まず、年収ベースに置き換えると約3500万円になるが、この金額を高いと見るか安いと見るかは議論の分かれるところであって、市長の職務・職責や繁忙などを鑑みますと、民間企業での同じぐらいの業務で見た場合、3500万円という年収は決して高いとは言えない。とはいえ、市民の目から見ると税金で賄っているわけですから、一般市民の方から見ると非常に高いと、そういう見方も十分納得できる、そのあたりの判断の難しさがございますけれども、年収ベースに置き換えた金額につきましては、そのようなご意見が出ました。

しかし、高くはないという意見の中でも、現在の大阪市を取り巻く財政状況、あるいは他都市との比較から見て、ある程度の配慮をすることは必要ではないかということで、その点については、委員の皆さまの間でほぼ意見は一致していたようにも思います。

前回、結論はでませんでしたけれども、このようなご意見が出て、本日、第2回目の審議会となったわけでございます。前回のご意見を踏まえまして、また、新たな観点からのご意見をお持ちの委員の方もいらっしゃるかと思いますので、皆さんからご意見あるいはご質問をいただければ

ばと思います。ご意見・ご質問の際には、お手元のマイクを通じてお願いいたします。

まず、前回ご欠席の委員の皆さまのご意見をお聞きしてみたいと思います。川口委員の方から何かございましたらお願いいたします。

(川口委員)

川口でございます。前回の議論を、先ほど報告も含めましてお伺いいたしました。私はこの問題を考える前に、高いか安いという問題は確かにあると思いますが、今の日本の社会のあり方というものを1つ考えていくべきではないかと思えます。

日本では毎年10兆円の経常黒字がありながら、なかなか庶民の懐にその効果というのは回ってきていない。それは一体どういうところに要因があるのかということを考えてみましたときに、様々な要因がありますけれども1つは、やはり、なかなか給与が上がらない、所得が分配されていかないからものが売れない。ものが売れないから業績が縮小する。そしてまた給与が下がっていくという、まさにデフレスパイラルの中に社会があるわけでありますが、そういう短期的な見方の社会から、いかに脱却をしていくかというのが、今、日本の社会全体の大きな課題だと私は思っています。

ですから、いかに働く人の数を増やしていくか、あるいは若い人を中心に、所得をいかに高めていくか。そのことを持って日本の全体の活力を取り戻していくという1つの対策も考えられるわけでありますが、そうした中で、確かに財政的な制約要件は否定できませんし、考慮しなければならないとは思いますが、何でもかんでも下げなければならないというのは、言葉は適切かどうかわからないが、乱暴な引き下げ論というのは、私はくみすべきではないと、先ほど申し上げた日本の社会のあり様を変えていくということから考えると、やはりそういうことはより慎重に対処されるべきではないかと思えます。

そういう中で今回の特別職の退職金の在り様についても、職責の重さというものを踏まえてより適切な水準というものを考えていくべきではないか、先ほどありましたように、年収で3500万円という水準は、その職責の重さ、立場などを踏まえて民間比較した場合に、1億円を超えるような民間のトップたくさんおられるわけですから、そういうことを考えた時に本当に高いのか。

しかしながら、先ほど申し上げたように財政的な制約要件はありますから、そういうものは加味をしつつ、水準というものを考えていかなければなりません。私は決して今の水準は高いものではないのではないか、とこのように思っております。職責・職位の重さや他都市の状況も踏まえて適正な水準を考えるべきであると思えますが、基本的には私は今の水準がそれほど高いものではないと思えます。以上です。

(金児会長)

ありがとうございます。続きまして鈴木委員の方から何かございましたらお願いいたします。

(鈴木委員)

前回は、他の業務の都合により、出席できず申し訳ありませんでした。

先ほど川口委員がおっしゃったこと、あるいは前回の議論のまとめの中にごございました年収3500万円という金額についてですが、私は、報酬というのはその人のしている仕事の重要性というようなものを示す役割も果たしていると思っておりますので、現在の報酬額が決して高いということはないのではないかと考えております。

ただ、前回の議事要旨にごございますように、税金に比べ4倍強の借金があるというこのご指摘がございました。これについては、私も、市の財政状況を考慮することはやはり必要であると思

います。

そういう意味で、現状の報酬をベースとしながら、市の財政状況を見て、あるいは、かつては政令市の中で1位であることが都市格に見合うといった発想があったかもしれませんが、むしろ市民の感覚にも配慮するなら、都市格というものを考慮するにしても1位である必要はないのかなど、この報酬額を考えるとときにこだわる必要はないのではないかとその様に考えています。

(金児会長)

ありがとうございます。藤井委員何かございましたらお願いいたします。

(藤井委員)

藤井でございます。前回、欠席させていただきましたが、私なりの考えを申し上げます。

現在、小さい企業ではありますが、私も経営に携わっているわけですが、もちろん収入に見合う支払い、これが原則になります。現在の大阪市の場合は、今の市長も、その前から負債があったかと思えます。それが年々改善されているということであれば、私は構わないと思えます。

資料にありました税収からみて4倍強の市債という数字ですが、これはここ数年間でできたものではなく、過去からの累積であるかと思えます。どなたが市長をされても1期で無くなるものでは絶対ありません。そういう意味で現在の財政状況を見て、これだけ改善されているという考えをもって、それに見合う退職金を決めればよいと思えます。

他都市も参考にするのは、もちろんいいと思いますが、大阪は大阪として独自の考え方でですね、一般の市民の方にもわかるようにいろいろやっていただければ、そのような危惧されるような意見は出ないのではないかと思います。そういう意味でより一層全体的な負担が減るように努力されると同時に、今現在で言いますと、この金額は高い・安いということをいきなり決めるということは難しいと思えます。収入に見合うような支出にできるだけ近づくように、全ての事が出来れば一番いいのではないかとこのように考えております。以上でございます。

(金児会長)

現在の算定方式で4430万4000円という額になるわけですが、ただ今のご意見は、必ずしもこの額を支持されているわけではないということですね。

(藤井委員)

そうですね。

(金児会長)

決して高いとは言えないけれども、諸状況を勘案して議論すればいい、こういうことでよろしいでしょうか。

(藤井委員)

大阪は大阪で独自でやった場合に、各都道府県いろんなやり方でやっていますね。ところが、今、この状況、大阪市を聞きますとだんだん負債が減ってきている、ということを知っております。これは非常に結構なことで、これをさらに進めて、堂々と支払えるような、一般の市民にもわかるようなことで決めればよいと思えます。すぐに決められるとは思わないが、時間がかかるかもしれないが、その一歩として、この審議会で決めていってはどうかと考えるところです。

(金児会長)

はい、わかりました。

前回ご欠席された3名の委員の方々から、それぞれご意見を頂戴しましたが、前回ご出席されていた委員の方も含めて、何かご意見等ございましたらお願いいたします。今、3名の委員から

出ましたご意見に関連するご意見でも結構です。

私、資料を見ておまして、1つ疑問というか問題点といいますか、思いましたのは、8ページに退職手当にかかる制度改正の経過という資料がございますが、大阪市が制度改正を行ったのは昭和61年12月24日に現在の算定方式に改正されたわけですが、ところで、当時の他都市においてはどうかというのが下の方にあるわけですが、これらの指定都市の支給割合がほとんどの都市において大阪市より高い支給割合であったわけです。

横浜市・川崎市は0.65を0.6に、名古屋市あるいは神戸市にいたっては、0.8という高い支給割合でしたが、現在は0.6あるいは0.62に改めている。このように現在は、支給割合を低く改正しているわけです。ところが、大阪市の場合には、昭和61年に改正した0.65という割合をいまだに適用しており、他都市が改正している中で、大阪市だけが0.65をずっと維持しているという、こういう問題があるかと思えます。

昭和61年から現在にいたるまで、かなりの年数が経っておりますけれども、他都市が改正されている状況の中で、大阪市がそのままであるということは、改正すべきであるという要因となるデータ・状況の1つではないかという気がいたしております。

このことは、副市長についても言えることだと思います。

(吉村委員)

そうですね。

(金児会長)

昭和61年当時に比べると、ほとんどの政令指定都市において、副市長の退職手当の支給割合についても引き下げております。ですから、これが1つの判断の材料ではないかというような気がしております。

(吉村委員)

前回の審議会でも、色々と発言させていただきましたが、昭和61年以降改正していないということは、今、会長の方からお話があって、私もなるほどその通りだと思いました。

前回、市長のごあいさつの中で、退職手当の額について諮問するのは初めてだとおっしゃっておられたと思います。今までに、審議会等にお諮りになっていなかったということを知ったときに、やはりこれは問題であると感じましたし、今回はきっちりと考えて適正な水準というものを出していかなければいけないと思いました。

(金児会長)

ありがとうございます。前回の審議会においても、3500万円という金額は決して高いとはいえないという見方もあるけれども、諸状況を考慮する必要があるということでしたので、現在の0.65という支給割合を引き下げる、ただ、どこまで引き下げるかということは、議論の余地はあるかと思えますが。

前回、本日ご欠席の町田委員から全ての政令指定都市の平均をみると0.58だと、このような割合を適用するのも1つの方法だというご意見もありました。これも1つの考え方だとは思いますが。また、このご意見に対して、大阪市はこれまでの歴史・伝統の中で日本の政令指定都市のモデル的役割をずっと果たしてきた。今後もその役割を果たすべく、トップがそのような意識を持って職務に励んでいただくというのは非常に大事である。このようなことからすれば、極端に引き下げるというよりは、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市というような大都市の状況も見ながら、支給割合を改正するというのも必要ではないかという議論も他方にはあったかと思

ます。また、本日、市側からお示しいただきました政令指定都市の比較におきましても、大阪市は22項目中18項目で3位以内に入っております。そういう点から見れば、都市の規模あるいはそれに伴う仕事の量というのは、他都市に比べれば非常に大きいということも言えるかと思えます。

ただし、前回の審議会において、私の方から都市格ということを上上げたわけですが、1つはこのような自治体として行政を行う上での規模も1つ都市格でしょうが、その他にも経済力や文化力や、色々な要素が考えられますので、必ずしもこれだけが都市格の指標ではないということも申し添えておきたいと思えます。

(川口委員)

質問ですが、8ページの会長のご指摘の部分ですが、退職手当の支給割合について、昭和61年と現在の状況の変化については理解したのですが、いわゆる総額の支払いとしての見方もあるかと思えます。

例えば、代表的なところの給料月額伸び率というものは分からないのでしょうか。

給料月額が伸びているから支給割合を下げたのかとか、給料月額の伸び率は大きくないが、様々な理由、財政制約等で支給割合を下げてきたのか。あるいは、支払い総額が大きく増えてしまうから支給割合を下げたのか、そういう考え方もあるかと思えますが、そのあたりの数字が分かればと思ったのですが。

(総務局長)

市長等の報酬につきましては、この間、本審議会でご議論いただきまして見直しを行ってきているところでございます。この状況は他都市においても同様でございます。

昭和61年以降、他都市が引き下げておりますのは、大阪市が0.65という支給割合にしたことで、他都市を結果として下回ることとなり、それを受けて各都市においても引き下げが進んだのではないかと、これは類推ですが。昭和61年に大阪市において0.65という支給割合を決める際には、過去のことで詳細わかりかねますが、横浜市などにあわせていったのではないかと、その後、報酬の伸びに応じて金額が変わっておりますが、各都市を横並びに見ますと、突出している状況ではありませんでしたので、これまで改正を行わなかったということかと思えます。

本審議会におきまして、退職手当について議論されるのは今回初めてということですが、これは先ほどの説明にもございましたが、平成19年の総務省事務次官通知を受けて、本審議会の諮問事項にさせていただいているところですが、それ以前は諮問事項ではございませんでした。この状況につきましては、他の自治体においても同様であると認識しております。

(金児会長)

今、川口委員の方からあったご質問に詳細に答えるには、もう少し分析が必要かとは思えます。

(川口委員)

例えば、資料を見ると、現在の神戸市の市長の給料月額は141万円となっている。この金額に、昔の0.8という支給割合を乗じると、今の大阪市の市長の退職手当の額をはるかに超えてしまうと思うが、そのようなことも考慮して引き下げてこられたのか。

そういう面で、引き下げた経過というものももう少し分かればと思うのですが。

(給与課長)

昭和61年に支給方法も含め大きく改正したわけですが、その際の改正前の想定される金額と改正後の金額を比較いたしますと、1期あたり1200万円ぐらい下がるという試算が当時の資料にご

ございました。当時、上位であった大阪市が大幅に下がったため、各都市においても引き下げられたのではなかろうかという推測ができるかなと思っております。

当時の状況を申し上げますと、横浜市が 0.65 から 0.6 に改正されたのは昭和 63 年でございます。本市の改正後間もない時期に改正されております。川崎市についても平成元年、京都市は昭和 62 年にそれぞれ改正されておられます。それ以外に札幌市・神戸市についても平成 4 年ということで、比較的、本市の改正時期に近い時期にそれぞれ改正されている状況でございます。

(川口委員)

そうですか、わかりました。

(金児会長)

そうしますと、昭和 61 年の改正時には、大阪市よりも退職手当が高い都市もあったということもあり得たわけですね。

(給与課長)

はい、大阪市が昭和 61 年 12 月に改正したために、結果として他の都市が本市より上回ったということがあったと思われまます。

(金児会長)

はい、わかりました。

いずれにしましても、吉村委員もおっしゃっておられたように、昭和 61 年改正以降にこれまで一度も改正してこなかったということは、1つの事実であるかと思えます。

その他ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、前回と今回の審議会で、市長の退職手当の支給割合について、大幅に減ずることよりは、むしろ、今の職責の重さにあわせて改正幅を考慮すべきだと、そういうことで委員の皆さまのご意見も同じだと思いますので、そういう方向で市長の退職手当については考えていきたいと思えます。

続きまして、副市長の退職手当の額については、皆さんいかがでしょうか。

資料の一覧表を見ますと、大阪市が突出して高いわけですが、前回の審議会で町田委員からご意見ありました全都市平均した場合ではなく、大阪市と同程度の数都市について、合計して平均するとどのくらいの支給割合になりますか。

(給与課長)

いわゆる大阪市を除く旧 5 大都市で申し上げますと、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市の 4 都市になりますが、これらの支給割合の平均は 0.47 になります。

(吉村委員)

広島市と同じ割合ですね。

(金児会長)

そうですね、広島市と同様ですね。それで、具体の金額はいくらになるのですか。

(給与課長)

0.47 で計算いたしますと、25,492,800 円になります。

(金児会長)

2550 万円ぐらいですね。

(給与課長)

はい。約 2550 万円でございます。

(金児会長)

その金額で比較しますと、神戸市に次ぐ水準ですね。

ただ、副市長の給与及び退職手当というものは、おそらく就任前に既に示されたうえで、その前提で就任されているかと思しますので、その金額を大幅に減らすというのはどうかという気もしないこともありませんが。

副市長の退職手当について、まず、審議会としての基本的な考え方を確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(吉村委員)

市長について引き下げを考えるのですから、副市長についても同様に考えなければいけないのではないかと。仕事量で言いますと市長と副市長と違いはあるが、副市長も忙しいのは忙しい。しかし、他都市と比較して高いということについて、市長の退職手当についても引き下げを考えるのであれば、副市長の退職手当についても考えるべきだと思います。

京都市も 0.47 ですね。

(金児会長)

仮に大阪市を 0.47 としたとしても、率としては高いのは高いですね。

(吉村委員)

高いのは高いですね。

(金児会長)

副市長の退職手当については、高いか低いかという論点の他に、副市長は民間から市長が登用することができるということになっておりますので、もし、民間の現役の方を登用することになれば、まずこの給料月額では来ていただくのはかなり難しいのではないかという気がいたしますし、退職手当についても減額ということで改正すれば、ますます民間人の登用が難しくなるということも起こるわけでございます。

鈴木委員の方から何かございますか。

(鈴木委員)

民間から登用する場合は、別の扱いとするやり方もあるように思いますので、それは別の議論としておいて、0.47 という支給割合が1つの目安なのか、また、先ほどお伺いした話では、就任の際に退職金を説明されているということですが、そうすると、後出しで減額というのはどうなのかなという気もいたします。

例えば、次から変更するとか、今回は急激に減らさない、そういう考慮もあり得るのかなと思いました。

(金児会長)

そうすると、市長の減額よりは緩和するべきであるということでしょうか。

(鈴木委員)

そういう考え方もあるかなということでございます。

(金児会長)

分かりました、高田委員の方から何かございますか。

(高田委員)

先ほどの支給割合ですが、市長のように全ての都市の平均を求めるとどうなりますか。当然もう少し低い割合になるのだと思いますが。

(給与課長)

大阪市を除く政令指定都市全体の平均で申し上げますと、0.41 になり、金額が 22,238,400 円になります。

(高田委員)

市職員のOBの方が副市長になる時は、一般職の退職の時に退職手当を受け取られるわけですね。退職金の二重取りみたいな形に、一般の方にはどうしても映っていないのでしょうか。

なぜ、副市長にこのような短期間での退職金が支払われる制度があるのか。民間など全く関係のないところから来られる場合や、市長との比較でみた場合には理解できるが、職員の1つの職階というようにとらえると、違和感がでてくるような気がいたします。

そのあたりをどのように考えるのか、市長と同じように考えれば同等のレベルで検討すればいいでしょうし、副市長という役職を職員の一番上の職階であるというようにとらえると、高いのではないか、退職金の二重取りをしているのではないかというような批判を受けるような気がいたします。

(吉村委員)

会長のおっしゃっておられるのは、副市長の退職手当を決めるにあたり、民間企業から登用する場合のケースを想定しておっしゃっておられるのかと思っていましたが、OB職員が上がっていく人の計算という話であれば、今、高田委員のおっしゃられたような話になってしまう。

やはり、私としては市長の退職手当の引き下げを考えるのであれば、副市長の退職手当についても引き下げを考える方がいいのではないかと思います。

(金児会長)

副市長の退職手当についても、減額方向で考えるべきだという点については、皆さま異論ございませんでしょうか。

#### 《委員賛同》

(金児会長)

そうしますと、どういう考え方を根拠にして減額する額を決めていくのかということが、次の論点になるかと思います。全体の平均をとるという高田委員のご意見もありましたが。

(高田委員)

一般の大阪市職員から副市長になる場合と、外部から来ていただく場合との取り扱いを別にできるというか、そのような余地を残しておけばいいのではないかと。外部から来ていただく際には別に条例で定めるなどの形で対応するというような余地を残しておけばいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(金児会長)

例えば、大阪市以外の自治体の職員であった人を、退職して大阪市の副市長になってほしいという場合についてはどのように扱うのか。それは、民間から来られる人と同じように扱うべきだとなると思いますが。

(高田委員)

それは、そうですね。

(金児会長)

そのようなことを考慮すると、大阪市の職員であったからという理屈は難しいのではないと思う。

給与課長にお聞きしますが、横浜市、京都市、神戸市や広島市などにおきまして、近々、支給割合を改正するような動きはありますか。

(給与課長)

今の段階で、そのようなお話は何っておりません。

(金児会長)

民間人登用した場合の課題はありますが、今回の本審議会に与えられた課題は、現在の副市長の退職手当の支給割合をどうするのかということですので、論点をそこに絞ってまいりたいと思います。

(川口委員)

民間でいえば副市長、特別職というのは役員ですよ。民間においても同じような仕組みはありますので、私は社会的な納得は得られるのではないかと思います。

後は、水準の問題としてどのように考えるのかということになると思います。根拠というのはなかなか難しいが、先ほどお話にでておりました0.47というのは、他都市及び都道府県と比較しても、落ち着く数字ではないかという気は個人的にはいたします。

ただ、いつから適用するのか、次の副市長から今回の新たな考えを適用するのか、今の副市長からなのか、この辺りがもう少し議論がいるのではないかと感じております。

(金児会長)

今の両副市長は、自身の退職手当について、今回の審議会でも議論すべきだという認識でいらっしやいますね。

(総務局長)

もちろん、答申を受けましたらそれに従うという立場でございます。

(金児会長)

そういうことですので、現在の副市長からということで問題ないかと思います。

(川口委員)

分かりました、結構でございます。

(坂井委員)

6・7ページの資料を拝見しましたが、市長に比べて副市長の方が他都市の平均との差が大きいということに驚いております。副市長の仕事も当然多忙であるとは思いますが、お二人いらっしやって分けることもできますし、やはり市長の方が多忙であると思います。

市長ですら、市民から高いのではないかと、市議会でも言われているのですが、他の旧五大都市と比べても、かなりの差があります。市長の退職手当を下げるのであれば、副市長も他の都市の支給割合に近づけるべきではないかと思います。

しかし、副市長就任当時に示されていた内容が、後になって大きく変更となるのはいかがなものかという気もいたします。できるかどうかはわかりかねますが、仮に副市長の退職手当の支給割合を大幅に引き下げることになるのであれば、2回に分けて引き下げるといったような手法ができないのかなとも考えております。

(金児会長)

現在の副市長の退職手当について、大幅に減額するというのは酷であるので、ある程度緩和的措置をとり、次期副市長から適用するということですね。

(坂井委員)

そうですね。次になられる方には、初めからその内容で提示をしたうえで就任していただくという方がいいのではないかと思います。

(金児会長)

ただ今のご意見につきまして、皆さまいかがでしょうか。

(吉村委員)

今のご意見もいいのですが、私としては市長の退職手当を引き下げるのであれば、副市長の退職手当についても同様に引き下げることが、市民から見てもよいのではないかと思います。

(坂井委員)

確かにこのままというのは、議会の場でも両副市長は『本審議会でご議論いただくべきものではないかと考えている』というようにお答えされているので、ある程度の引き下げはご理解いただけたとは思いますが、市長と同様、引き下げる方向で進めるのはいいかなと思いますが、一気に大きく引き下げるのか、それとも段階的に引き下げるのか、というところでございます。

(高田委員)

市長にしても、仮に0.58にするのであれば0.07の引き下げとなる。副市長も例えば0.47にするのであれば、0.08の引き下げとなり、0.01しか変わらないので、別に構わないのではないのでしょうか。

(金児会長)

支給割合ではなく金額でみた場合、市長は0.07の引き下げなら400～500万の引き下げ、副市長を0.47とした場合も、ほぼ同程度の金額の引き下げとなり、元の金額のベースから行くと市長に比べてきついかなどは思います。

(鈴木委員)

市長の退職手当というのは、最初に就任される時にご提示というものはあるのでしょうか。

(総務局長)

就任後に、退職手当の金額についての説明といったものは特にしておりません。新聞報道・議会等で取り上げられて初めて、自身の退職手当を知ったようでございます。

副市長は、ご存知であったのではないかと思います。

(金児会長)

わかりました。坂井委員のご提案につきましては、皆さまいかがでしょうか。

旧五大都市の支給割合の平均が0.47であり、仮にこの割合を適用すると2550万円程度であり、大きく下げることとなる。それでも他都市と比べて高いですが、一気に下がりすぎることであれば、これを緩和するやり方として、今回は0.49とか0.50などにして、次回からは0.47とする、そのようなご意見であったかなと思います。藤井委員いかがでしょうか。

(藤井委員)

今までのお話の内容で行くと、400万円以上の大幅な減額となるため、段階を踏んだ変更にしてはどうかというお話だと思いますが、私はその考えは妥当であると思います。

しかし、その段階をどこに持ってくるか、この判断はそれぞれあると思いますし、非常に難し

い。どのあたりの水準を段階とするのか、これは論拠を作らなければならないとは思いますが、いきなり引き下げるよりは、段階的に引き下げる方が、私はいいと思います。

(金児会長)

副市長の繁忙さというものは、市長と比べていかがなものでしょうか。

(秘書部長)

市長と比べますと、やはり市長の方が忙しいというのは確かでございますが、先ほどのお話にもございましたが、今現在、副市長は2人でございますので非常に忙しいことは事実でございます。また、政務の方も司りますので土日の出勤もでございます。

(金児会長)

段階を置いた答申をするということは、可能なのでしょうか？

(総務局長)

可能でございます。

(金児会長)

0.47というのは、減額の幅が大きすぎるということで、段階的に引き下げるというお話ですが、そうしますと、2980万円という金額をどの程度下げるのかということになるかと思いますが。

(吉村委員)

0.50で試算すると、どの程度になるのでしょうか。

(給与課長)

約2712万円でございます。

(吉村委員)

そのあたりの金額はどうでしょうか。

(金児会長)

そうですね、何か1つの数値を出して考えていかなければならないですね。0.50といたしますと神戸市などが同じですね。

(高田委員)

副市長の任期はいつまででしょうか。

(総務局長)

森下副市長は、来年の2・3月ごろ、北山副市長はその1年後でございます。

(高田委員)

按分してはどうでしょうか。今まで務められてきた任期の分は0.55で、改正以降の任期については、0.47で計算して支給するというような手法はいかがでしょうか。

(総務局長)

そのような手法は可能かと存じます。

(金児会長)

その手法は合理的ですし、理解も得られるかと思えます。

今、高田委員の方からご提案のございました、任期を分けて考えるという方法については、1つの合理的な考え方であるかと思えますが、その方向でまとめてみるということによろしいでしょうか。

《委員賛同》

(金児会長)

それでは、時間も過ぎておりますので、ご意見の方をまとめさせていただきたいと思います。

まず、市長の退職手当につきましては、支給割合 0.58 から 0.60 あたりが 1 つの基準、候補になるかと思えます。その方向で減額を考えていくということになろうかと思えます。

副市長の退職手当につきましては、旧五大都市の平均である 0.47 を適用するという事は、大幅な減となりますので、段階的に最初は 0.50 という神戸市並みの支給割合を適用する。

この改正は、いつから施行されることになるのでしょうか。

(総務局長)

9月・10月市会に提出することになります。正式に議会日程は決定しておりませんが、早くて9月末ごろ、遅くて10月中下旬に本会議があろうかと思えますので、それ以降という見込みでございます。

(金児会長)

わかりました。副市長の退職手当につきましては、改正時期を1つの境目として按分していくという考え方でまとめていきたいと思えますが、委員の皆さまよろしゅうございませうか。

《委員賛同》

(金児会長)

ありがとうございます。それでは委員の皆さまにご了承いただきましたので、前回の審議会で皆様にご確認いただいておりますけれども、8月中の答申に向けて、今後、答申の取りまとめの作業を行ってまいりたいと思えます。

手順でございますが、本審議会としての答申の原案を、一旦、私の方で作成させていただき、委員の皆さまにお示しさせていただきますので、ご確認いただきたいと思います。

そのうえで、まだ課題整理が必要だと、議論が必要だということになるようであれば、第3回の審議会を開催させていただきたいと思えます。また、答申原案に基本にご賛同いただけるようであれば、最終的な調整を行ったうえで、答申として整えてまいりたいというように考えますが、委員の皆さまよろしいでしょうか。

《委員賛同》

(金児会長)

ありがとうございます。それでは、答申の原案を作成するためにも、事務局の方で本日の議事録を早急に整理していただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

本日の特別職報酬等審議会におきましては、皆さま方の大変熱心なご議論によりまして、貴重なご意見をたくさんいただくことができましたことを、厚く御礼申し上げます。これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。